仕様書

１　業務名

　北部小中学校及び幼稚園の廃棄物収集運搬及び処分業務

２　業務内容

　学校園から排出される９０ℓ以下の透明ビニール袋詰めのごみを定期収集・運搬し、適正な処理を行う。一般廃棄物及び草、枝等ごみは、合わせて１校園１回あたり５０袋以下とする。収集物・収集回数は別紙のとおり。

３　履行期間

　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

　ただし、契約期間の満了する日から起算して９０日前の日までに本市及び収集運搬処分業者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、更に１年間、更新するものとする。その更新は、２回まで行うことができる（契約期間は最長の場合、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとなる。）。

４　廃棄物の排出場所

　大津市内北部（小松～藤尾）の３８校園（学校名及び住所は別紙のとおり）

５　年間排出予定量

　① 一般廃棄物（可燃ごみ、草、枝等ごみ）

　　１３２．３２ｔ／年　１袋８Ｋｇとして１６，５３９袋

　②産業廃棄物（廃プラスチック）

　　３．８７ｔ／年　１袋２Ｋｇとして１，９３７袋

　※上記予定量は、定期収集の令和６年度年間実績に、草、枝等ごみの随時収集の令和７年度年間実績を加算した数量に基づいた概数である。よって、この予定量は今後の排出量を確約するものではなく、排出量は年度により変動する可能性がある。また、一般廃棄物及び、草、枝等ごみは、合わせて１

校園１回あたり５０袋以下と定めているが、これまでの実績から今後の排出量が上記の年間排出予定量を大幅に上回る見込みはない。排出量に大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

6　産業廃棄物の適正処理に必要な情報

品名	廃プラスチック
性状及び荷姿	固形・バラ （９０ℓ以下の透明ビニール袋詰め）
通常の保管状況下での性状変化	無し
混合等により生ずる変化	無し
JISC0950 に規定する 含有マークの表示に関する事項	無し
その他取り扱いの注意事項	無し

7　搬出運搬区間

廃棄物の排出場所から、一般廃棄物については市内処分施設まで、産業廃棄物については中間処分業者施設までとする。

8　収集の日程

学校園ごとに月曜日から金曜日の間のいずれかの曜日を本市と協議して定める。国民の祝日に規定する休日の場合や長期休業期間（お盆、年末年始）及び学校園行事（入学式等）実施日は、本市と協議し収集日を変更して行う。

（１）　一般廃棄物（可燃ごみ及び草、枝等ごみ）はまとめて週１回の定期収集を行う。

（２）　産業廃棄物（廃プラスチック）は月１回の定期収集を行う。
葛川小学校は８月は月１回、その他の月は週１回の定期収集を行う。

9　収集時間

収集時間は原則、８時３０分から１３時４０分とする。収集ルートを定め、学校園ごとの収集予定時間を本市に通知すること。

10　収集運搬車両

収集運搬車両は、ごみが飛散したり、悪臭が漏れたりする恐れのないものを

使用すること。

11　収集運搬車両の運行

学校園のごみ集積所への進入経路等は、本市の指示に従い、来校者等への安全対策には十分に配慮すること。

12　人員

受託者は、本業務を適正に履行するために必要な人員を配置すること。

なお、収集運搬作業は、収集運搬車両１台につき運転手１人、収集作業員１人以上で行うこと。

また、業務中は本市からの連絡が常にとれるよう、事務所等に人員を配置すること。

13　経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等（処分費、マニフェスト代含む）は、すべて業務受託者の負担とする。

14　業務完了報告

受託者は、収集運搬日の業務実績(学校園別収集袋数)を記録し、毎月本業務の処理について「業務完了報告書」を作成し、翌月の５日までに本市に報告すること。また、産業廃棄物の収集運搬または処分については法第１２条の３に規定する産業廃棄物管理票（マニフェストＢ２票、Ｄ票及びＥ票）を提出すること。

15　委託料の請求

受託者は「業務完了報告書」の確認を受けた後、契約書に基づき下記のとおり毎月請求すること。

（１）一般廃棄物（可燃ごみ、草、枝等ごみ）

年間契約金額全額（税込）を１２で除した金額（毎月払い）

（２）産業廃棄物（廃プラスチック）

以下の①②を加算した額とする（毎月払い）

①収集運搬にかかる年間契約金額全額（税込）を１２で除した金額

② １袋あたりの契約単価に当該月において処理を行った袋数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額

16　法令順守

本業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第３条に定める収集及び運搬の基準その他関係法令を遵守すること。

17　その他

（１）本市は、本業務の処理に関して、特に必要があると認めた事項をその都度受託者に指示することができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。

（２）この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の事項に疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。